



# 島根県報

平成21年6月5日（金）

第2,091号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (医 療 対 策 課) 2

### 【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正 (総 務 課) 2

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 3

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 ( " ) 3

生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出 ( " ) 3

生活保護法の規定による介護機関の指定 ( " ) 3

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 ( " ) 4

生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出 ( " ) 4

生活保護法の規定による施術機関の指定 ( " ) 4

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 5

小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間 (水 産 課) 5

廃川敷地等の発生（3件） (河 川 課) 5

### 【公 告】

平成21年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 (高 齢 者 福 祉 課) 7

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (薬 事 衛 生 課) 9

島根県屋外広告物講習会の開催 (都 市 計 画 課) 10

### 【正 誤】

平成21年5月1日付け島根県報第2,081号中 (地 域 福 祉 課) 10

**公布された条例等のあらまし**

## ◇理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第64号）

## 1 規則の概要

被貸与者が学校等を卒業した日から修学資金の返還の債務（その債務に係る延滞金を含む。）がなくなる日までの間は、毎年4月15日までに、住所、職業並びに勤務先の名称及び所在地を知事に届け出なければならないこととした。（第18条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規****則**

理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第64号**

理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則（昭和52年島根県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

被貸与者は、学校等を卒業した日から修学資金の返還の債務（第17条の規定により延滞金を納付しなければならない場合にあつては、当該延滞金を含む。）がなくなる日までの間、毎年4月15日までに、その年の4月1日における次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、その年の3月31日までに第2項第8号の届出をした者については、この限りでない。

## (1) 住所

## (2) 職業並びに勤務先の名称及び所在地

**附 則**

（施行期日）

## 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

## 2 平成21年度におけるこの規則による改正後の理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則第18条第1項の規定の適用については、同項中「毎年4月15日」とあるのは「平成21年7月15日」とする。

**告****示****島根県告示第444号**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成21年6月5日から施行する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の保育士試験の項を削る。

## 島根県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
須田医院	大田市仁摩町仁万862-1	平成21年4月13日
比津が丘まつい薬局	松江市比津町472-1	平成21年5月1日
おおつ薬局	出雲市大津町1707-3	平成21年5月1日

## 島根県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人 弘生堂 須田医院	大田市仁摩町仁万1493	平成21年4月13日
有限会社 だるま薬局 北田町店	松江市北田町42番地3	平成21年4月15日

## 島根県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
医療法人 水上整形外科医院	あすかクリニック	益田市乙吉町口33	平成21年4月1日
有限会社 さくら薬局	さくら薬局	雲南市大東町飯田250-1	平成21年4月1日

## 島根県告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 ほっと大東	雲南市大東町新庄 283-1	通所介護	デイサービス新庄	雲南市大東町新庄 286-1	平成21年5月1日
特定非営利活動法人	雲南市大東町新庄	介護予防通所	デイサービス新庄	雲南市大東町新庄	平成21年5月1日

ほっと大東	283-1	介護		286-1	
株式会社さくら	出雲市多伎町小田 137-60	居宅介護支援	ケアサポート稗原	出雲市稗原町 1724番地	平成21年5月21日

## 島根県告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 ほっと大東	雲南市大東町新庄 283-1	通所介護	デイサービス北の 宿	雲南市大東町北村 7番地4	平成21年4月30日
特定非営利活動法人 ほっと大東	雲南市大東町新庄 283-1	介護予防通所 介護	デイサービス北の 宿	雲南市大東町北村 7番地4	平成21年4月30日

## 島根県告示第450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日	
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称			所 在 地
			変更前	変更後		
株式会社筒井	雲南市大東町飯田 250-1	居宅療養管理 指導	有限会社さく ら薬局	さくら薬局	雲南市大東町 飯田250-1	平成21年4月1日
株式会社筒井	雲南市大東町飯田 250-1	介護予防居宅 療養管理指導	有限会社さく ら薬局	さくら薬局	雲南市大東町 飯田250-1	平成21年4月1日

## 島根県告示第451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
嘉藤 充	訪問マッサージ浜山	あん摩・マッサージ	出雲市松寄下町484 サープラスE号室	平成21年4月17日
嘉藤 充	浜山はりきゅうマッサージ 整骨院	あん摩・マッサージ	出雲市小山町333-1	平成21年4月17日

嘉藤 充	浜山はりきゅうマッサージ 整骨院	柔道整復	出雲市小山町333-1	平成21年4月17日
------	---------------------	------	-------------	------------

**島根県告示第452号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

大田市三瓶町野城字平田イ463-1

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第453号**

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（機船手繰網漁業））に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

許可及び起業の認可の申請期間

平成21年6月5日から平成21年6月19日まで

**島根県告示第454号**

市道改良工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 河川の名称

一級河川江の川水系山中川

## 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成21年6月5日

## 3 廃川敷地等の位置

- (1) 江津市桜江町長谷409番3
- (2) 江津市桜江町長谷408番2
- (3) 江津市桜江町長谷397番3
- (4) 江津市桜江町長谷397番2地先
- (5) 江津市桜江町長谷2414番6地先
- (6) 江津市桜江町長谷458番6地先
- (7) 江津市桜江町長谷460番3地先
- (8) 江津市桜江町長谷468番地先
- (9) 江津市桜江町長谷485番3地先

## 4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 土地 37.27平方メートル
- (2) 土地 70.62平方メートル
- (3) 土地 76.81平方メートル
- (4) 土地 254.10平方メートル
- (5) 土地 15.05平方メートル
- (6) 土地 8.60平方メートル
- (7) 土地 216.61平方メートル
- (8) 土地 118.23平方メートル
- (9) 土地 116.77平方メートル

---

**島根県告示第455号**

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 河川の名称

一級河川江の川水系長戸路川

## 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成21年6月5日

## 3 廃川敷地等の位置

- (1) 江津市桜江町谷住郷1449番1地先から  
江津市桜江町谷住郷1450番1地先まで
- (2) 江津市桜江町谷住郷1417番1地先から  
江津市桜江町谷住郷3413番5地先まで

## 4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 土地 283.81平方メートル
  - (2) 土地 1,388.91平方メートル
-

## 島根県告示第456号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 河川の名称

一級河川江の川水系小谷川

## 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成21年6月5日

## 3 廃川敷地等の位置

- (1) 江津市桜江町谷住郷1464番9
- (2) 江津市桜江町谷住郷1464番10
- (3) 江津市桜江町谷住郷1861番2
- (4) 江津市桜江町谷住郷1861番10
- (5) 江津市桜江町谷住郷1466番4地先から  
江津市桜江町谷住郷1862番8地先まで

## 4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 土地 799.64平方メートル
- (2) 土地 32.15平方メートル
- (3) 土地 144.77平方メートル
- (4) 土地 54.19平方メートル
- (5) 土地 860.43平方メートル

## 公 告

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定により、平成21年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 試験の日時

- (1) 試験日 平成21年10月25日（日）
- (2) 試験開始時刻 午前10時

## 2 試験会場

試験地	試 験 会 場 （ 所 在 地 ）
松江市	島根大学（松江市西川津町1060）
浜田市	県立浜田高等学校（浜田市黒川町3749）

## 3 受験資格

受験日において介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の2に規定する業務従事期間要件を満たす者であること。

## 4 試験の内容等

## (1) 内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

- ア 介護保険制度に関する基礎的知識
- イ 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術
- ウ 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術
- エ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

## (2) 試験問題の解答の免除

次の表の左欄に掲げる法定資格を取得している者については、それぞれ同表の右欄に掲げる分野の試験問題の解答を免除する。

法 定 資 格	解 答 免 除
ア 医師、歯科医師	保健医療サービスの知識（基礎・総合）
イ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービスの知識（基礎）
ウ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識

なお、アからウまでの法定資格を重複して取得している者については、それぞれの分野の解答を免除する。

## 5 受験申込みに必要な書類等

- (1) 平成21年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
- (2) 平成21年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票
- (3) 実務経験（見込）証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、平成21年10月30日（金）までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

## (4) 受験資格に応じて提出する書類

- ア 国家資格等の免許等の写し
- イ 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類（大学の成績証明書等）
- ウ 訪問介護員養成研修2級課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類（研修の修了証書の写し等）
- エ その他受験資格を確認するために必要な書類

## 6 受験手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄にはり付けること（収入証紙には消印をしないこと。）。

## 7 受験申込受付期間及び提出先

## (1) 受付期間

ア 平成21年7月21日（火）から平成21年8月10日（月）まで

イ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留にて郵送すること（8月10日までの消印のあるもの限り受け付ける。）。

## (2) 受験申込書の送付先

〒690—8501 島根県松江市殿町128番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

## 8 受験票の交付



受験票は郵送により交付する。試験日の10日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

#### 9 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、平成21年6月23日（火）から、島根県健康福祉部高齢者福祉課、松江保健所、雲南保健所、出雲保健所、県央保健所、浜田保健所、益田保健所、隠岐保健所、各市役所及び各町村役場で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書き、島根県健康福祉部高齢者福祉課あてに240円切手をはったあて先明記の返信用封筒（縦33センチメートル×横24センチメートルで郵便番号、住所及び氏名を記入したもの）を同封し請求すること。

#### 10 合格者の発表

受験者全員に郵送により可否を通知する。また、島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

#### 11 その他

##### (1) 交通手段

試験会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

##### (2) 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

##### (3) 問合せ先

この試験についての問合せは、島根県健康福祉部高齢者福祉課（電話0852-22-6520）にすること。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）第12条第2項の規定により公告する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 研修及び講習の主催者

財団法人 全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋6丁目8番2号

#### 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人 島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町420番地1

#### 3 研修又は講習の種類等

##### (1) 第1型研修

開催年月日	会場名	所在地
平成21年9月27日	島根県商工会館	松江市母衣町55-4
平成21年11月8日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

##### (2) 第1型講習

開催年月日	会場名	所在地
平成21年9月27日	島根県商工会館	松江市母衣町55-4
平成21年11月8日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

##### (3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成21年7月1日	平成21年7月31日	平成21年9月30日

## (4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成21年8月1日	平成21年8月31日	平成21年10月31日

## 4 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定により島根県屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 講習会の目的

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。

## 2 期日及び場所

期日 平成21年7月23日及び7月24日

場所 松江市東津田町1741-1

島根県松江合同庁舎601会議室

## 3 受講申込受付期間

平成21年6月15日から平成21年7月10日まで

## 4 受講申込先

島根県土木部都市計画課又は隠岐支庁県土整備局・各県土整備事務所

## 5 受講申込用紙の請求先

島根県土木部都市計画課

## 6 受講手数料

3,910円（島根県収入証紙をもって納付のこと。）

**正****誤**

平成21年5月1日付け島根県報第2,081号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	島根県告示第354号の表中	東出雲町包括支援センター	東出雲町地域包括支援センター